**令和８年（フ）第３４９号**
岡山県倉敷市山地807番地59、転居前の住所
岡山県倉敷市中庄1905番地６
債務者　三谷　弘子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和８年（フ）第３６６号**
岡山県都窪郡早島町若宮3705番地12
債務者　小林　美幸
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和８年（フ）第１８５６号**
札幌市東区北40条東19丁目３番１―203号
債務者　澤村絵美香
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１８８９号**
札幌市西区二十四軒１条７丁目２番６号　ケントピア306号
債務者　佐々木由佳
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１９０４号**
札幌市東区北47条東17丁目１番14―106号
債務者　齊藤　優斗
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１９１９号**
札幌市中央区北５条西19丁目24番地４　エステラ北５条館205号
債務者　宇野　理紗
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１９６８号**
札幌市中央区南７条西９丁目1028番地26
コーポヘルシー３号
債務者　遠藤　桂太
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１９９８号**
札幌市北区麻生町３丁目５番15―102号
債務者　久保田健斗
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２０１３号**
札幌市東区伏古14条３丁目12番４―506号
債務者　山崎ひとみ（旧姓菅原）
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２０５２号**
札幌市南区澄川２条３丁目７番16号　オプス澄川２・３―202号
債務者　古河原一也
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２０５７号**
札幌市西区二十四軒４条７丁目１番26号　ルーセント24―403号
債務者　對尾　淳子（旧姓馬渕）
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２０７４号**
札幌市豊平区平岸５条12丁目３番38―402号
債務者　早川　徳英
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２０８１号**
札幌市豊平区中の島１条４丁目７番１―310号
債務者　鈴木　賢一
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２１０３号**
札幌市西区二十四軒１条５丁目３番20―112号
債務者　佐々木朋靖
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１０７号**
北海道夕張郡由仁町中央86番地
債務者　塚間　早苗
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和８年（フ）第１１０号**
北海道岩見沢市かえで町７丁目１番８―303号　市営住宅８号棟
債務者　浅野　鉄夫
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和８年（フ）第１１１号**
北海道夕張市末広２丁目４番地27
債務者　神　　春美
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和８年（フ）第２２２号**
釧路市若竹町４番14号　ハイツ中谷５号室
債務者　岩田　英理
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
釧路地方裁判所民事部